仙台銀行

2025年4月28日

各　位

仙台市青葉区一番町二丁目１番１号
株式会社　仙　台　銀　行

当座勘定規定の改定について

株式会社仙台銀行（本店　仙台市　頭取　坂爪　敏雄）では、払戻請求書による当座預金からの出金を開始するに伴い、下記のとおり当座勘定規定を改定いたします。

なお、改定後の規定は、本改定前より当座預金のお取引があるお客さまにも適用されますので、ご了承ください。

記

１．改定となる規定
当座勘定規定

２．改定日
2025年4月28日（月）

３．改定部分の新旧対比表
払戻請求書による当座預金からの出金を開始するに伴い、以下の条項を追加、変更いたします。（下線部分を追加、変更）

改定前	改定後
第７条（手形・小切手の支払） ①②　略 ③ 当座勘定の払戻しの<u>場合には、小切手を使用してください。</u>	第７条（手形・小切手の支払<u>等</u>） ①②　略 ③　当座勘定の払戻し<u>は、次のいずれかの方法で行ってください。</u> <u>Ａ 届出または登録の印章により、当行所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。</u> <u>Ｂ 小切手を使用する方法。</u> <u>④　前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u>

じもとHOLDINGS

仙台銀行

改定前	改定後
第８条（手形・小切手用紙） ①～④　略 ⑤　手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を当行所定の手数料と引き換えに交付します。 ⑥⑦　略	第８条（手形・小切手用紙**等**） ①～④　略 ⑤　手形用紙、小切手用紙**、または払戻請求書の交付**請求があった場合には、必要と認められる枚数を当行所定の手数料と引き換えに交付します。 ⑥⑦　略
第 12 条（手数料等の引落とし） ①　当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。	第 12 条（手数料等の引落とし） ①　当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手**または払戻請求書**によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。
第 13 条（支払保証**に代わる取扱い**） 小切手の支払保証はしません。**ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。**	第 13 条（支払保証） 小切手の支払保証はしません。
第 16 条（印鑑照合等） ①　手形、小切手または諸届け書類等に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。	第 16 条（印鑑照合等） ①　手形、小切手**、払戻請求書**または諸届け書類等に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、**払戻請求書、**諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

以　上

じもとグループは
SDGsに賛同しています

本件に関する問合せ先
事務部事務管理課　菅原
ＴＥＬ：022-225-8240

じもとホールディングス